

第5章 計画の実現に向けて

本章では、国立市都市計画マスタープランに基づくまちづくりの具現化に向けて、都市計画・都市整備分野に共通する基本的な考え方を示します。

1 まちづくりの役割分担と連携・協働の仕組み

地方分権化を迎えたこれからのまちづくりは、市民が主体性と独自性を持って進めることがますます重要となっていきます。

都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めるためには、市民、事業者、まちづくり関係団体・NPO等及び行政が、それぞれの役割と責任を遂行するとともに、国立市独自の主体性、独創性及び積極性を発揮するために、お互いの立場を理解しつつ相互の協力に努め、共有した目標のもとに連携し、協働しながらまちづくりを推進していくことが必要です。

また、「文教都市くにたち」のシンボルである一橋大学をはじめとした教育機関との連携や交流を深め、さらに国立内外の専門家と連携する仕組みも確立し、市民、事業者、まちづくり関係団体・NPO等及び行政が一体となり、それぞれが情報発信できる環境づくりを推進します。

(1) 市民と地域のコミュニティの役割

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる市民自らが、まちの特性と課題を把握し、まちづくりの必要性を認識して、まちづくりに対する考え方や方針を行政と共に共有することが大切です。

まちは、市民が共有する生活の場です。市民は、一人ひとりがまちの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根ざした主体的なまちづくりを進める役割を担っています。

また、大人だけでなく子どもを含む市民参加により、行政と協働してまちづくりを進めることが求められています。市民は、積極的にまちづくりに参加し、発言や行動に責任を持ったまちづくりへの参画へと進む過程で、相互理解を深める必要があります。

地域のコミュニティは、個々人の意見の調整を行い、合意形成を図りながら、まちづくりに対する提案を行っていく必要があります。このとき、道路や公園を整備するなどのハード面はもとより教育や福祉などについて地域に参加するなどのソフト面においても、市内外のその他の地域のコミュニティとも調整、連携を図りながら進めていくことが求められます。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域を構成する重要な一員であるとともに、その事業活動は、まちづくりに大きな影響を与えます。事業者がまちづくりを担う一員であることを認識し、市民や行政と協力し、情報公開・共有に努め、相互に連携する関係を深めていく必要があります。また、事業活動を展開していく際には、都市計画マスタープランの実現に向けて、まちづくりに積極的に参画し、貢献することが期待されます。

(3) まちづくり関係団体・NPO等の役割

まちづくり関係団体・NPO及び一橋大学をはじめとする教育機関は、事業、活動を通じたまちづくりへの参画や社会的な貢献が求められています。また、市民、事業者、行政などとの連携をさらに深め、情報共有を図り、さまざまなまちづくりのテーマにおいて、専門的な知識の提供や交流の場の設置などを行い、それぞれの立場で自主的にまちづくり活動にかかわり、その支援を行うことが期待されています。

(4) 行政の役割

行政は、公共施設などの整備、都市計画等の制度による規制や誘導などによって、まちづくりの推進を図るとともに、その説明責任を果たして情報の公開、共有を促進します。そして、市民、事業者、まちづくり関係団体等からのまちづくり提案を受け止めるとともに、市民参加、市民参画の場と、様々な立場の人々がまちづくりにかかわり、協働する場をつくり出します。そのために、幅広く市民への呼びかけや広報に十分配慮し、広範な市民意見の収集、確認、調整に努めます。

また、それぞれの地域におけるまちづくり組織間の情報の共有化、ネットワーク化を進めるとともに、国立全体のまちづくりの活動拠点、情報交流拠点の機能拡充、構築をめざします。

(5) 連携・協働を支える仕組みづくり

連携、協働とは、市民、事業者、まちづくり関係団体等及び行政がより暮らしやすいまちをともに目指して、相互の役割と責任のもと、お互いの特性を活かし、対等な立場で協力することです。さまざまな主体による自主的なまちづくり組織に対して、「わくわく塾くにたち」などによる必要な地域の情報提供や学習機会の提供、国立市まちづくり条例等に基づく支援や、まちづくり提案を受け止める制度などを活用し、主体的なまちづくり活動を支援します。また、地域団体がまちづくりについての話し合いを始めようとしている段階での支援も行います。

2 まちづくりの具体化

(1) 都市計画マスタープランに基づくまちづくり

今後の都市計画は、マスタープランの方針に沿って個別計画の実施や都市計画決定又は都市計画の変更を行っていきます。また、個別計画の実施にあたっては、必要に応じて各分野の具体的な実施のための計画を策定し、限りある財源等の効率的かつ重点的な運用や事業のプライオリティ（優先度）の検討に取り組み、より高い実効力を伴った形でまちづくりを推進します。

(2) 市民によるまちづくりの支援

まちの課題は、市民、事業者、まちづくり関係団体等と行政が共に力を合わせて解決していく必要があります。

行政は、市民等による課題対応型まちづくりの相談や提案を受け止め、基本的なまちづくりの方針を共有するとともに、市民等が主体となったまちづくりを支援します。また、事業者の活動においても、基本的なまちづくりの方針及び情報の共有と、情報公開、意見交換を進めます。

(3) 多様な手法を活用したまちづくりの推進

多様な事業手法や法制度を適用し、効果的なまちづくりを推進します。それぞれの地区においては、その地区の独自性、特色あるまちづくりを進めるため、固有のルールを設け、地区計画や地区まちづくり計画等の活用を図ります。

土地区画整理事業や開発許可制度等による都市基盤整備等を伴うまちづくりにおいては、適切な運用により、周辺環境に配慮した街並みの形成を図ります。また、緑の創出等に関しては、施設緑地の整備のみならず、地域制緑地の適用や緑地の拡大を検討します。

(4) 市民から提案されたまちづくり課題の検討

都市計画マスタープランの改訂においては、市民向け及び子育て世帯向けのアンケート調査、事業者インタビュー調査及び市民参加による市民ワークショップ等により、多くの市民や事業者の方々からまちづくりの提案、提言をいただきました。さまざまな施策や個別計画の内容等については、都市計画マスタープランの各方針との整合を図りながら、今後、具体的な個別計画づくりの段階で、その意図を十分認識し、市民参加のもとに検討を進めることとします。

(5) まちづくり評価制度の充実

都市計画マスタープランの改訂では、アンケート調査などを通じた事業の評価を踏まえて見直しをするとともに、より効果的・効率的にまちづくりを推進するため、まちづくりの7つのテーマ（施策）ごとに、「施策の進捗状況を測定するための指標」と「目標値」を設定しました。

この指標と目標値に基づきまちづくりの状況を把握・分析することで、具体的な事業の内容などの柔軟な見直しにつなげるようにします。

そのほか、まちづくりを評価する制度の充実を図るため、市民の意見や地域の状況などに配慮しながら、市民参加により各事業などの総合評価を行う機関の設置を検討します。

ここでは、定性的、定量的評価システムを構築し、開かれた評価を行うことや、市民の意向や社会情勢により、都市計画マスタープラン等の見直し等について提言することなどを行います。

3 まちづくりの推進体制

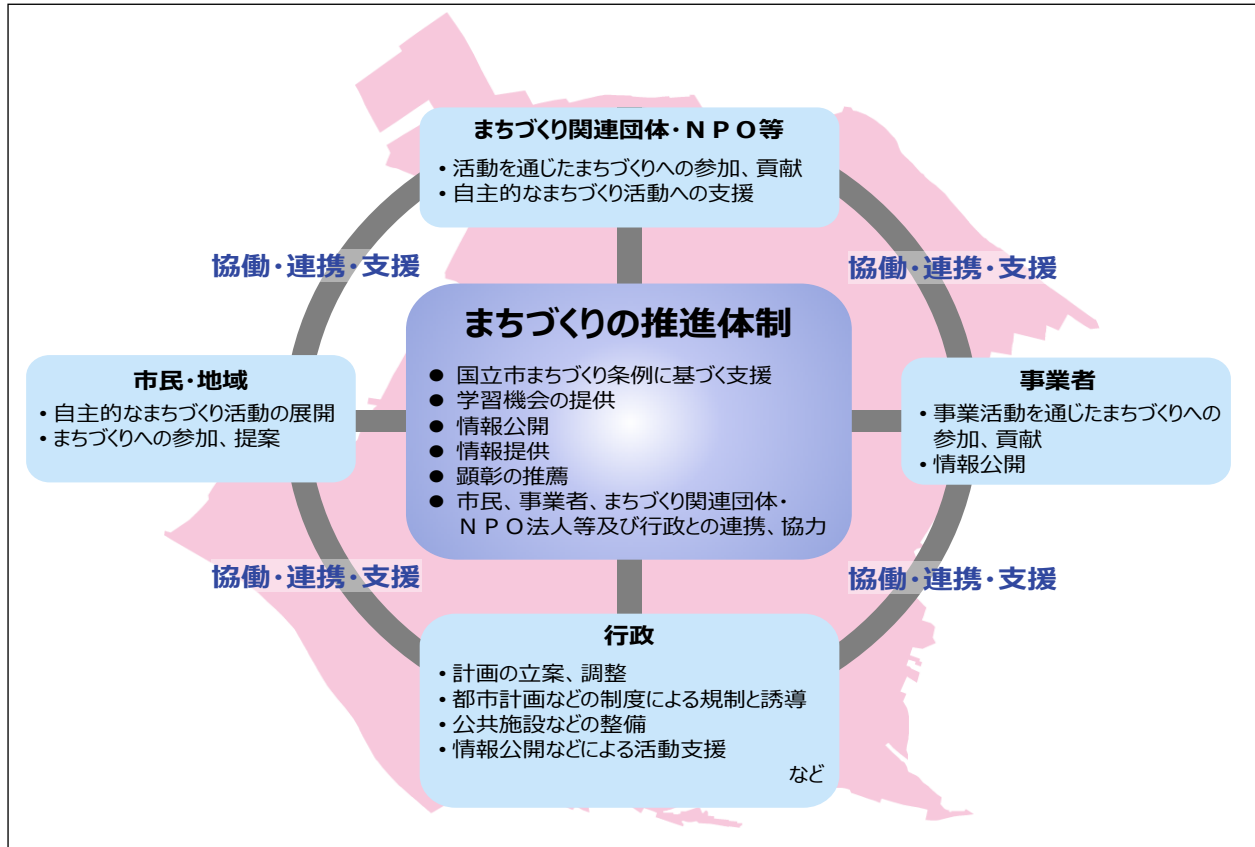
(1) 市民参加・市民参画の推進

市民参加、市民参画によるまちづくりを推進、実現するために、市民、NPOや事業者、教育機関、行政がお互いの立場を尊重し、対等なパートナーシップに基づき、事業、施策を推進していく必要があります。また、合意形成を図るための市民意識の醸成を図るとともに、行政と市民が相互の信頼と対等な関係性のもと、より多様で豊かなまちを実現するため、国立市まちづくり条例等に基づいて、市民等が行政に参画できる仕組みづくりを推進します。

(2) 庁内体制の確立と国、都との連携

まちづくりの推進にあたって、行政は、職員の市民との協働に対する意識啓発に努め、庁内の関係各課との連携を図り、まちづくりに関連する個別計画との整合性を考慮し、総合的、一体的な取り組みを行います。また、継続性を持ってまちづくりを推進していくため、安定した財源の確保や限りある財源の有効かつ効果的な投資を行っていきます。さらに、国、都、周辺都市との連携を密にし、まちづくりが円滑に進むよう、計画や事業の調整を図ります。

図表 5-1 まちづくりの推進体制



4 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランは、計画が長期にわたることから、5年を目途として、定量的な指標等を活用した市民参加による進捗状況の分析・評価を実施した上、必要と認められた場合には、基本的な理念を尊重しながら見直しを行います。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを具体化していく中で、事業内容の見直しや新たな事業の立案等に柔軟な対応を図り、実効性のある方針としていきます。

また、国立市基本構想、基本計画や東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等との整合性を図ります。さらに、市民の価値観の変化や社会経済状況など時代のすう勢に伴い全面的に見直しの必要が生じた場合には、都市計画マスタープラン策定において行われた市民会議による市民提案の作成という市民参加の方法を踏まえ、改めて市民参加で見直しを行うこととします。